

埼玉県県民活動総合センター利用者送迎バス運行業務企画提案実施要領

1. 趣旨及び目的

本業務は、公益財団法人いきいき埼玉が管理する埼玉県県民活動総合センター（以下「センター」という。）と埼玉新都市交通ニューシャトル内宿駅（以下「内宿駅」という。）のセンター利用者用送迎バス（以下「送迎バス」という。）を運行し、利用者等の安全の確保並びに利便の向上を図ることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

利用者送迎バス運行業務

(2) 業務内容

別紙「利用者送迎バス運行業務委託特記仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

平成31年8月から平成36年3月31日の4年8ヶ月間

※履行期間は4年8ヶ月間を予定しているが、委託契約は毎年度締結することとし、平成32年度以降については、当該契約年度の前年度までの業務実績等を考慮のうえ、毎年度協議を行い、特段の事情がない場合は、履行期間の平成36年3月31日まで単年度の契約を繰り返すものとする。

(4) 委託金額の上限

70,761,600円（消費税及び地方消費税の額8%を含む）

※本業務の契約に係る上限額とする。なお、これを超えた提案は失格とする。

※上記、履行期間の各年度の運行経費の総額をそれぞれ算出すること。なお、車両及び付帯設備を購入した場合の減価償却期間は5年を標準とする。

3. 選定委員会

本業務の審査は、公益財団法人いきいき埼玉（以下、「財団」という。）の選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

4. 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - ②役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③役員が、自社、自己若しくは第三者の不当の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしたとき。
 - ④役員が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ⑤役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。埼玉県の前橋市に所在する暴力団排除措置要領に基づく条例（平成24年伊奈町条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、または、自治体などの類似事業を受託している者で、運行開始前までに、同法第43条に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を取得する意思が明確であること。
- (5) センターに概ね1時間以内に到着できる距離に本社、支店または営業所を有していること。または、運行開始前までに本社、支店または営業所を有することが確実であること。

5. 選定スケジュール

- (1) 募集開始
平成31年2月7日（木）
- (2) 企画提案参加申請書の提出期限
平成31年2月13日（水）午後5時まで
- (3) 質問書の提出期限
平成31年2月13日（水）午後5時まで
- (4) 質問書への回答予定日

- 平成31年2月14日（木）
- (5) 企画提案書等の提出期限
平成31年2月21日（木）午後5時まで
- (6) 選定委員会（プレゼンテーション）
平成31年2月27日（水）
- (7) 結果の通知
平成31年3月1日（金）

※上記スケジュールは、状況により変更する場合があります。

6. 要領等の配布

実施要領、仕様書、様式等の配布方法は、ホームページに掲載する。

7. 企画提案の参加申請の方法

この企画提案に参加しようとする者は、参加申請書（様式第1号）を提出すること。その際、次に掲げる書類を添付すること。

- ・登記簿謄本（法人）【写可。発行後3か月以内のもの】
- ・直近1年の国税（税務様式その3の3）及び市町村税の納税証明書（法人）【写可。発行後3か月以内のもの】
- ・印鑑証明書（法人）【写可。発行後3か月以内のもの】
- ・直近の決算時の財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）【写】
- ・道路運送法第43条に規定する特定旅客自動車運送事業の経営の許可を受けていることを証する書類の写し（ない場合には、運行開始までに許可を受けることの誓約書。様式自由）

- (1) 提出期限 平成31年2月13日（水）午後5時まで
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 持参 平日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 提出先

〒362-0812

埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6丁目26番地

埼玉県県民活動総合センター内

公益財団法人いきいき埼玉 管理部施設管理担当

8. 企画提案参加の辞退

企画提案参加を辞退する場合は辞退届（様式第2号）により行うものとする。

9. 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、質問書（様式第3号）を提

出する。なお、企画提案の審査に係る質疑については受け付けない。

- (1) 提出期限 平成31年2月13日(水)午後5時まで
- (2) 提出先 センター管理部施設管理担当
- (3) 提出方法 ファックスでの提出とする。
ファックス番号 048(728)7130
※送信後、必ず電話にて確認すること。
- (4) 回答方法 参加申請者全員に対し、ファックスにて回答する。
- (5) 回答予定日 平成31年2月14日(木)

10. 企画提案書の提出

企画提案書は以下に示す期限までに提出すること。

- (1) 提出期限 平成31年2月21日(木)午後5時まで
- (2) 提出先 センター管理部施設管理担当
- (3) 提出部数 各6部(見積書以外は様式自由、ただし様式サイズはA4とする。)
- (4) 提出方法 持参 平日の午前9時から午後5時までとする。

11. 企画提案書の記載内容

企画提案書には、次の内容を記載すること。

- (1) 送迎バス運行に係る実施能力について
 - ①従業員数、車両保有台数(自己所有・リースの別)、営業所等の保有状況(自己所有・賃貸の別)
 - ②運行開始までの業務スケジュール
 - ③乗合事業、コミュニティバス及び類似事業の運行実績
- (2) 運行の安全性について
 - ①運行管理体制及び運転等に従事する人員体制
 - ②車両の点検・整備体制及び、予備車両の確保
 - ③事故や災害など緊急時の体制(緊急時対応マニュアルの有無、緊急時の連絡体制、交代運転手及び予備車両の確保、事故時の損害賠償について)
 - ④過去2年間の事故等の発生状況
- (3) 利用者への対応について
 - ①運転手への接客研修などの教育体制
 - ②利用者等からの苦情処理対応
 - ③高齢者、障がい者、子どもなど弱者への配慮、取り組み姿勢
- (4) 使用車両について
 - ①運行に使用する車両仕様
 - ②バリアフリー・ユニバーサルデザインへの取り組み

- (5) 県民活動総合センターの利便性向上について
 - ①センターの利用者増加・利便性向上策の提案
 - ②センターのイベント等に対する連携
 - ③運行ダイヤ等の見直しを行う際の協力体制
- (6) 運行経費について
 - バス運行業務見積書（様式第4号）を提出すること。

12. 選定等

(1) 選定方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを踏まえ、提出書類を総合的に審査し、選定委員会の委員による採点を行い、委託候補者を選定する。

- ①選定委員は、次の「(5)選定基準」により評価を行い、評価点数の合計が最も高い企画提案者を委託候補者として選定する。
- ②得点が2者以上の同点となったときは、再度、選定委員の合議により、委託候補者を選定するものとする。
- ③企画提案者が1社の場合は、評価点の合計が満点の6割以上である場合に、委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション実施日

平成31年2月27日（水）

※会場、時間等の詳細は別途通知する。

(3) 時間配分

各事業者の持ち時間はプレゼンテーションの時間を15分以内、質疑応答の時間を10分程度とする。

※プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明すること。

※プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

※プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(4) 出席者

選定委員会に出席できる者は自社の社員3人以内とする。

(5) 審査基準

選考にあたっては、提出された財務諸表及び企画提案書により、別に定める「選定要領」に基づき評価する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に対して文書で通知する。

※通知予定日：平成31年3月1日（金）

13. 企画提案書等の無効または失格

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効または失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案に参加しない場合
- (4) 不正行為が認められた場合
- (5) 参加資格要件を満たさない場合
- (6) 見積額について「2. 業務概要 (4) 委託金額の上限」を超える提案がされた場合

14. その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーションへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (3) プレゼンテーションは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書にて提案した内容が、必ずしも運行内容となるわけではなく、財団と協議のうえ、これを定める。
- (6) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (7) バスの運行が実施されない月については、委託料の支払いは行わないものとする。

15. 問い合わせ先

〒362-0812

埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6丁目26番地

埼玉県県民活動総合センター内

公益財団法人いきいき埼玉 管理部施設管理担当

・電話 048(728)7115

・ファックス 048(728)7130